

平成 28 年 6 月 2 日

お客様各位

コスコ・ロジスティックスジャパン(株)

輸出コンテナ総重量確定方法制度化（改定 SOLAS 条約）に関するお願い①

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また平素は格別のお引き立てを承り厚く御礼申し上げます。

この度、貨物の総重量の誤申告に起因すると思われるコンテナの荷崩れ等の事故が世界的に相次いで発生していることから、輸出コンテナに関して船積み前にコンテナ総重量を計測し、荷送人がコンテナ総重量を確定させることを義務づけた「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)の改定が行われる事となりました。

つきましては、2016 年 7 月 1 日以降の船積みコンテナにつきましては法令に遵守した形での貨物重量の確定方法、及び重量情報の伝達を行って頂きますようお願い申し上げます。

【荷送人の重量確定方法】（いずれかの方法で）

方法 1. 実入りコンテナの総重量を適切な計測器で計測する方法。

方法 2. コンテナ内に梱包する貨物、パレット、その他固定材を含むすべての貨物品等の重量を計測し、これにコンテナの自重を足し合わせてコンテナ全体の重量を算出する方法。

【国土交通の届出・登録】

(1). 荷送人自らコンテナ重量の確定を行う場合には、国土交通大臣へ「届出」が必要です。

（届出荷送人）

(2). 荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定を行うばあいには、国土交通大臣への「登録」が必要です。（登録確定事業者）

※届出、登録に必要な手順につきましては、以下 URL からご確認下さい。（5/31 更新）

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html